第3回大樹町農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和８年９月３０日（月）　午後１時30分

２．場　　所　　大樹町役場委員会室（３階）

３．出席委員　　13名

		2	牧田　日出男	3	寺嶋　誠一
4	鈴木　敏文	5	水野　敦	6	金曽　浩文
7	角倉　和博	8	金曽　千春	9	竹次　正実
10	西川　圭介	11	佐藤　照実	12	三木　隆志
13	太田　福司	14	穀内　和夫		

４．欠席委員　　１名

1	乙部　毅博

５．議事日程

日程第１		農業委員会業務報告について
日程第２	議案第26号	農地法第１８条の規定による合意解約の成立状況の確認について
日程第３	議案第27号	農地法第３条の規定による許可について
日程第４	議案第28号	農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

６．事 務 局　　清原局長、薩田係長

７．閉会時間　　午後1時50分

８．会議の概要

穀内会長	ただ今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、第2回、大樹町農業委員会、総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、5番・水野　敦委員、6番・金曽　浩文委員を指名い

	たします。 日程第1、大樹町農業委員会業務報告を行います。事務局より内容説明を求めます。
清原局長	それでは、8月31日開催の第2回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。 1の会議関係では、9月1日～11日にかけまして、定例第3回町議会が開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。 9月2日、農業者年金指導考査が帯広市農協連で開催され、事務局長と事務局員が出席しております。指摘事項は特にありませんでした。 9月25日、農業委員ＯＢ会が、JA大樹町協友会と合同で、歴舟川パークゴルフ場でパークゴルフ、だいじゅ園で懇親会を行い、穀内会長と事務局が参加しております。 次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」です。 今月の報告は3件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。 最後に3のその他で9月15日基準日の作況調査につきまして、調査結果資料2を添付しておりますので、後程、お目通し願います。 以上で業務報告を終わります。
穀内会長	報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。 日程第2、議案第26号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第 26 号「農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明を申し上げます。 農地法第 18 条の規定では、農地等賃借権の解除等の制限を定めております。農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の 6 か月以内に成立した合意で、書面により明らかな場合と規定されております。 今回、この例外規定の合意解約 1 件の通知がありました。 つきましては、この合意解約についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、内容について、事務局より説明を求めます。
薩田係長	申請番号1番、所在及び地番につきましては、字■■　他■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■㎡、貸付人は、■■　■■　■■、借受人は、■■　■■　■■　であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■年■月■日であり、解約事由は、売買に伴う合意解約のためであります。 以上で、説明を終わります。

穀内会長	内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第26号「農地法第18条の規定による合意解約状況の確認について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （異議なし） ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第27号「農地法第3条の規定による許可について」の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第27号「農地法第3条の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。 農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や賃借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。 農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないため、その農業者たる要件を満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。 今回審議いただく案件は、1件です。 内訳は、所有権の移転が1件となっております。つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、内容について、事務局より説明を求めます。
薩田係長	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■　他■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。 譲渡人は、■■　■■　■■、譲受人は、■■　■■　■■であります。経営面積は、■■㎡であり、売買価格は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、水野敦委員となっております。 別紙でありますが、農地法第3条調査書を添付しております。 本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号1番について、地区担当委員より調査報告を求めます。美成地区担当委員、水野　敦　委員から報告願います。
水野委員	申請番号1番につきましては、譲渡人の希望による所有権移転の案件です。譲受人は、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。

穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第27号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （異議なし） ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第4、議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」の提案説明を申し上げます。 これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画が、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行したものです。 今回ご審議頂きます申請は1件です。 内訳は、農地売買等事業による賃貸借が1件となっております。つきましては、計画案について、ご審議方よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
薩田係長	申請番号１番、所在、地番につきましては、字■■、他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■　■■　■■、借主は、■■　■■　■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■円です。売買等事業の貸付タイプで、賃料は売買価格の１％となっております。期間は、公告日から令和■年■月■日であります。この、あっせん会議は、4月17日に乙部班長　他4名により実施しております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。地区担当委員、金曽　浩文　委員から報告願います。
金曽浩委員	申請番号1番につきましては、売買等事業におけるあっせんの申し出があり、農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料につきましては、4月17日のあっせん会議で売買価格を決定し、売買価格の１％が賃借料となることについて了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 （質疑ないとき） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第28号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」申請番号1番

	の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （異議ないとき） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。
清原局長	次回の総会につきましては、10月30日金曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和８年９月30日

会　　長　　穀内　和夫

委 員(　5　番)　水野　　敦

委 員(　6　番)　金曽　浩文